

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和8年6月19日

広島県知事 横 田 美 香

1 業務内容

- (1) 業務名
地域公共交通への自動運転の導入支援業務
- (2) 業務の仕様等
公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
契約日から令和8年11月30日まで
- (4) 履行場所
広島県内
- (5) 事業予算額
10,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 公募型プロポーザル参加資格

企画提案競争に参加できる者（以下「参加者」という。）は、単独企業の場合は(1)に示す要件を全て満たすものとする。また、共同企業体による場合は(2)に示す要件を全て満たすものとする。

(1) 単独企業の場合

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- イ 本件公募型プロポーザルの公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- ウ 本県調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- エ 広島県税、特別法人事業税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(2) 共同企業体の場合

- ア 共同企業体の全ての構成員が、上記(1)アからエの要件を満たしていること。
- イ 共同企業体の構成員が、単独又は他の共同企業体の構成員として、本件公募型プロポーザルに参加していないこと。

3 公募型プロポーザル手続等

(1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県地域政策局公共交通政策課（広島県庁南館2階）

電話 (082) 513-2579(ダイヤルイン)

イ 交付期間

令和8年6月19日(金)から令和8年6月30日(火)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類(以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。)を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和8年6月30日(火) 午後5時00分

エ 提出方法

持参、郵便等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。以下同じ。)又は電子メールによる。ただし、郵便等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和8年7月1日(水)までに、参加資格確認申請書に記載されたメールアドレスに電子メールで通知する。

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和8年7月7日(火) 午後5時00分

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書、提案書に係るプレゼンテーションの内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、広島県地域政策局所管公募型プロポーザル方式等選定委員会（地域公共交通への自動運転の導入支援業務）が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

(2) 提案書評価基準

評価項目については、「地域公共交通への自動運転の導入支援業務提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

(3) 結果の通知

令和8年7月9日（木）までに、すべての提案書提出者に対し、参加資格確認申請書に記載されたメールアドレスに電子メールで通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

免除

(3) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 電子契約の可否

可

なお、電子契約の希望の有無については、最優秀提案者決定後、意向確認を行う。

(6) 県の競争入札参加資格の認定

最優秀提案者に選定され契約の相手方となった者は、原則として、発注に対応する契約種目について、県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等に係る告示に基づき、県の競争入札参加資格の認定を受けるものとする。（すでに発注に対応する契約種目について認定を受けている者を除く。）。

(7) 公募型プロポーザルの延期または中止

本件に係る歳入歳出予算が議決されなかった場合または減額もしくは削除があった場合は、当該公募型プロポーザルは延期または中止とする。

(8) その他

公募型プロポーザル説明書による。

6 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県地域政策局公共交通政策課（広島県庁南館 2 階）

電話（082）513 - 2579（ダイヤルイン） ファクシミリ（082）224 - 1977